

和の光



宝塚市立西谷中学校

言葉が持つ力

校長 筒井 啓介

私たちが普段使う言葉の力は大きく、発した本人の想像を超えるほど自分や他者に影響を与えることがあります。言葉は、使い方次第で宝石よりも貴重なものにも、凶器にもなります。

日本では古来より「正しい心で、正しい言葉を使うことによって、正しい行いができる」という伝統的な考えがあります。これを「言霊（ことだま）」といいます。言葉には魂（命）が宿っていると信じて、言葉の使い方一つでも人生を左右するほどの力があると考えられてきました。皆さんの中にも、楽しく幸せに過ごしていたのに、心ない一言に落胆し、もうだめだと諦めかけていた時に、周囲からかけられた温かい一声に救われた経験は、誰にもあると思います。

ここで、一つの詩を紹介します。

「その一言」 高橋 系吾作

その一言で励まされ その一言で夢を持ち その一言で腹が立ち
 その一言でがっかりし その一言で泣かされる
 ほんのわずかな一言が 不思議な大きな力を持つ ほんのちょっとの一言で…

高橋系吾さんは、戦後の荒廃した状況を見て、次世代を担う子どもたちの教育、特に幼児教育が重要だと考えて、東京の西日暮里の焼け跡を開拓し、幼稚園の開園や専門の教育者を育てる等、日本の幼児教育に貢献をされた方です。

短い詩の中で一言の言葉が、人の心に大きな影響を与えることが、とてもよく表れています。たった一言の言葉で元気づけられ、たった一言の言葉で夢や希望を見つけることもあります。私たち大人は子どもたちに、温かい励ましの言葉をかけて、子どもたちが自分に自信が持てるように育てたいものです。

日本語の変化（乱れ）が指摘され、私たちの日常生活においてもその様子を垣間見ることが増えています。改めて「一言」の重みを再認識するとともに、子どもたちには場に応じた適切な言葉遣いについて指導していくことの大切さを感じます。どうか、ご家庭や地域でも子どもたちの言葉遣いに感心を持っていただき、話題にしていただけると幸いです。

■「節目」を大切にし、大きく飛躍しよう!!

青々と高く伸びる「竹」は、軽さとしなやかさを合わせ持った理想的な構造です。竹はその構造を実現するために「節」をつくり、そのバランスによって自らを高く伸ばし続けています。古来より、日本では竹の節が由来の「節目」という言葉を用いて区切りをつけ、これまでを振り返り、新たな目標に向けて気持ちを切り替える機会としてきました。先日、学期末懇談会で各自の頑張りや今後の課題について担任と話し合いが持たれました。これを「節目」とし、みなさんも新たな目標に向けて大きく成長することを願います。

いよいよ冬休みです。この冬休みを有効に活用し、3年生は希望する進路の実現に向けて努力を積み上げてください。そして、1・2年生も各自の課題を克服し、新たな学年で良いスタートが切れるように準備をしていきましょう。始業式でみなさんの元気な顔を見ることができると楽しみにしています。

■「西谷 心ふれあう 市民の集い」が開催されました



吹奏楽部による演奏



地域の皆さんによるオカリナ演奏



人権作文の表彰



人権標語の表彰



春川先生の講演

11月11日に西谷小学校区人権啓発推進委員会主催の「西谷 心ふれあう 市民の集い」が行われました。オープニングで本校の吹奏楽部が演奏をしました。また、人権標語でAさん、人権作文でBさんが表彰されました。表彰に続いて、講師の春川政信先生から「みんなが笑顔になるために～身近な生活の中での人権を考える～」というテーマでお話しいただきました。

■さつまいもを収穫しました(2年生)



みんなで芋ほりスタート



大きな芋に笑顔で大満足



顔より大きな芋を収穫しました



コンテナいっぱい収穫です

11月1日、2年生が県立西谷の森公園でさつまいもの収穫をしました。5月に苗を植えてから6か月の間にこんなに大きく育ちました。街中のスーパーで見るとさつまいもの大きさと比べると2~3倍はあると思います。自然環境豊かな西谷で子どもたちはとても貴重な体験ができたと思います。お世話になった県立西谷の森公園の皆様、心より御礼を申し上げます。

■園児とのふれあい体験(3年生)



西谷認定こども園の協力で、本校の3年生が園児とのふれあい体験を行いました。この取り組みは、園児とのふれあいを通して、家庭科で学んだ知識を活かすと共に、学びを深める機会となりました。2時間という限られた時間でしたが、園児とともに身体を動かし、充実した時間を過ごすことができました。最後はたくさんの園児に囲まれて中学生も満足な表情でした。西谷認定こども園の皆様、どうも有難うございました。

■誰もが通しやすい学校づくりに向けて

12月は「いじめ防止の取り組み月間」です。生徒会では、「誰もが通しやすい学校づくり」に向けて、何ができるのかを考えて、委員会ごとに目標を立てて、取り組んでいます。

いじめ防止対策推進法の第1章・第2条によると、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう」と定義されています。

下記に、具体的ないじめの例を挙げてみます。

【いじめの例】

- ① からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- ② 仲間外れ・無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- ④ けられたり、プロレス技をかけられたりする。
- ⑤ 物やお金を無理に渡すように言われる。
- ⑥ 物を隠されたり、壊されたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ⑧ SNS等に悪口を書き込まれる。



いじめ防止ポスターの説明(生徒朝礼にて)

皆さんは、このようなことをされたり、したりしたことはないでしょうか? 例えば、自分はそんなつもりではなかったけれど…と無意識のうちに相手を傷つけるような言動をとっていないでしょうか? 今一度、自分の言動を見つめなおして、責任のある言動がとれる人になって欲しいと思います。また、どのような理由があってもいじめは許せません。(侮辱罪・傷害罪・強要罪など内容によっては大きな犯罪となります) また、マスコミで報じられている数々のいじめ事件を見ても、いじめている子(加害者)は当然ですが、いじめを見てはやし立てる子(観衆)や見て見ぬふりする(傍観者)の存在が大きな影響を与えます。**観衆や傍観者の存在がますますいじめを助長し、取り返しのつかない事態になることが多々あります。**



皆さんの周りで、**いじめと思われる行為があった場合、躊躇せず周りの人に知らせてください。**また、いじめにあった時には、**絶対に一人で抱え込まず、身近な友人・親・先生に相談をしてください。**

人はそれぞれ個性があります。互いの個性を認め合いながら、切磋琢磨し弱点を克服できるような集団づくりを目指していきましょう。